10　次に掲げる者は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　原子力利用国際規制物資使用者
九　非原子力利用国際規制物資輸出入者

11　前項の場合において、前項各号に掲げる者は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

12　次に掲げる者は、第三項から第五項まで、第十項又は前項の規定により提出した報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値が得られた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　再処理事業者
三　廃棄事業者
四　使用者
五　原子力利用国際規制物資使用者
六　非原子力利用国際規制物資輸出入者

13　次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに（新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、初めて核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者（保障措置協定第九十八条1に規定する施設を有する者に限る。）

14　次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者

15　次に掲げる者は、オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

16　次に掲げる者は、核燃料物質を輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を積載しようとする日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

17　次に掲げる者は、核燃料物質を輸入しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を輸入しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　使用者
七　原子力利用国際規制物資使用者
八　非原子力利用国際規制物資輸出入者

18　次に掲げる者は、第十四項から前項までの規定により提出した報告書の記載事項に変更があったときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者